

学校法人泉州学園役員等の報酬及び費用の弁償
並びに退職慰労金に関する規程

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、私立学校法及び学校法人泉州学園寄附行為第 51 条並びに学校法人泉州学園役員規程に基づき、学校法人泉州学園(以下「本法人」という。)役員等の報酬、費用の弁償及び退職慰労金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

- 第 2 条 この規程において「役員」とは、寄附行為に定める理事及び監事をいう。
「役員等」とは、役員及び評議員をいう。

(報酬の区分)

- 第 3 条 役員のうち、常勤の役員は有給とする。
2 非常勤の役員は、原則として無報酬とする。
3 前項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会に出席するなど法人運営に必要な業務を行った非常勤の役員及び評議員には、別に定める費用弁償基準に基づき、交通費相当額を支給することができる。

(特別報酬)

- 第 4 条 理事会が特に必要と認めた場合には、非常勤の役員又は評議員に対し、理事会の決議を経て、月額 30 万円を上限として報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬)

- 第 5 条 常勤の役員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

(賞 与)

- 第 6 条 常勤の役員の賞与については、近畿大学泉州高等学校給与規程を準用する。

(費用の弁償)

- 第 7 条 役員等が、その職務を行うために要した費用については、これ弁償する。
2 費用弁償の基準及び額については、近畿大学泉州高等学校旅費規程を準用する。

(退職慰労金)

- 第 8 条 常勤の役員がその職を退任したときは、別表第 2 により算出した額の退職慰労金を支給することができる。
2 非常勤の役員が退任したときは、退任慰労金として 5 万円を支給することができる。
3 但し、前各項の支給については、寄附行為第 52 条第 5 項に該当する場合には、あらかじめ評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(準 用)

- 第 9 条 本法人が必要と認めて招聘する役員顧問、学校長・本部事務局長、法人顧問及び事務長の雇用並びに報酬については、理事会の議を経て理事長が定める。
2 賞与、費用弁償及び退職慰労金については、本規程を準用する。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行い、あらかじめ評議員会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成5年12月1日から施行する。

一部改正 平成6年6月21日
" 平成9年3月27日
" 平成13年3月23日
" 平成21年4月1日
" 平成26年9月25日
" 令和4年4月1日
" 令和6年10月8日
" 令和8年4月1日

別表第1 (常勤の役員の報酬)

区 分	報酬月額 (限度額)
理 事 長	700,000円
専 務 理 事	650,000円
理 事	300,000円

別表第2 (常勤役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×1.5

上記の在任年数は1ヶ年単位とし端数は月割りとする。但し1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げ。